

厚生労働省福島労働局からのお知らせ

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します

平成29年1月1日より法律が改正され、いわゆるマタハラなどのハラスメント防止措置が事業主に義務づけられます。また、育児休業や介護休業などが利用しやすくなります。

◇9月1日から12月28日までの期間、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、労働者や事業主からのマタハラなどの相談を集中的に受け付けます。

福島労働局「ハラスメント対応特別相談窓口」
フリーダイヤル0800-8004611

◇事業主・人事労務担当者等向けに、県内4会場で、改正法について説明会を開催します。

- 10月24日（月）いわき新舞子ハイツ
- 11月1日（火）ピックパレットふくしま
- 11月4日（金）福島グリーンパレス
- 11月18日（金）会津アピオ

詳しくは、福島労働局ホームページ (<http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

問 福島労働局雇用環境・均等室 ☎024-536-4609

納付猶予制度の50歳未満への拡大について

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度等もありますので、国民年金の窓口へご相談ください。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、

面談により早期に納めていただくよう案内を行なっています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申し込みを希望される方、または、ご相談については、お近くの年金事務所へお願いします。

問 平年金事務所 国民年金課 ☎0246-23-5611

秋の行政相談所を開設

10月17日（月）から23日（日）までは「秋の行政相談週間」です。行政相談は、役所（国、県および市町村）や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決の手伝いをするものです。

広野町では、行政相談委員が自宅などで相談に応じるほか、次の日程で「行政相談所」を開催します。

広野町大字下北迫字苗代替57番地29
☎090-5186-4965

■日 時 平成28年10月17日（月）
午前10時～午後3時

■場 所 いわき市中央台高久第四応急仮設住宅
集会所

問 総務課 庶務係
☎0240-27-2111

広野町担当行政相談委員
金子晴美さん



放射線健康管理アドバイザーを委嘱しました

放射線に対する健康管理について、適切な情報の発信と専門的な見地からのアドバイスをいただくため、9月1日付けで「広野町放射線健康管理アドバイザー」として3人の方を委嘱しました。任期は、平成29年8月31日までとなります。

なお、いずれの方も平成24年9月1日からの再任となります。

引き続き、放射線と健康に関する相談会や講演会を実施してまいります。

熊谷 敦史氏（公立大学法人福島県立医科大学災害医療総合学習センター副センター長）

小鹿山博之氏（馬場医院院長）

高野 英男氏（医療法人養高会理事長 高野病院院長）

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

訪問相談会のお知らせ

10月の相談予定は以下の通りです。放射線に関する不安や、相談したい事をお持ちの方は、ぜひお越しください。集まっていたいただいた方全員での対話の後、個別の相談もお受けします。

開催日	会場	時間
10月12日（水）	苗代替集会所	午前10時～午後12時
10月14日（金）	上北迫集会所	午前9時30分～午後12時
10月19日（水）	広洋台集会所	午前9時30分～午後12時
10月20日（木）	常磐迎第2仮設	午後2時～午後3時
10月24日（月）	四倉鬼越仮設	午後2時～午後3時
	工業団地仮設	午後3時15分～午後4時15分

*Dシャトル（下の写真↓の「小さい線量計」）の読出しも実施しますのでお持ちの方は持って来てください。



問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773
広野町放射線対策課 ☎0240-27-4162